

業務及び行事等の開催に関する町対処方針（2021.8.13）

▶基本方針

社会経済活動や生命、財産に直接影響を及ぼさない活動については原則中止または延期とする。

▶対処期間 当面の間

（目安）国・県等の感染症防止対策の方針が大幅に変更される等

▶会議、出張等について

- ・オンライン会議等を基本とし、対面等が必要な場合については感染対策を講じた上で実施すること
- ・実施判断については感染状況、参加者数、感染流行地域の出席者の有無、業務に及ぼす影響を考慮すること

▶行事イベント等の開催について

感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、行事や施設等の制限については、基本的な感染予防策の徹底が重要といったこれまでの経験で学んできたことを生かし、地域の感染状況や感染拡大リスク等を考慮に入れ、個別に判断を行うこととする。

※判断にあたっては町主催行事・施設使用等の条件を参照すること

▶施設の利用条件について

- ・施設利用については感染症対策を担保した上で、町主催行事・施設使用等の条件を参照すること
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者が行うこと

町対処方針 追加事項（2021.8.13）

▶8月中の方針について

- ・8月中の会議出張行事等については業務等に著しい影響がないものについては延期等を検討すること
- ・9月以降の行事等については保留とし、感染状況及び国の緊急事態宣言の状況を参考に8月25日付近で開催予定の対策本部にて方針を決定する

▶会議について

- ・8月中に開催されるもので延期が可能なものについては、延期等を検討すること
- ・実施する場合は感染症対策をした上でパーティションの設置と出席者同士の適切な距離確保を徹底すること。

▶出張について

- ・緊急事態宣言、まん延防止対象地域への出張は原則見合わせる
- ・中和地域以北への県内出張については可能な限り見合わせる

▶行事イベント等の開催について

- ・出席者が多様な地域から多岐にわたるものについては、延期等を検討すること